

令和元年度 新十津川町の人事行政運営の状況

【1】給与・定員管理の状況

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

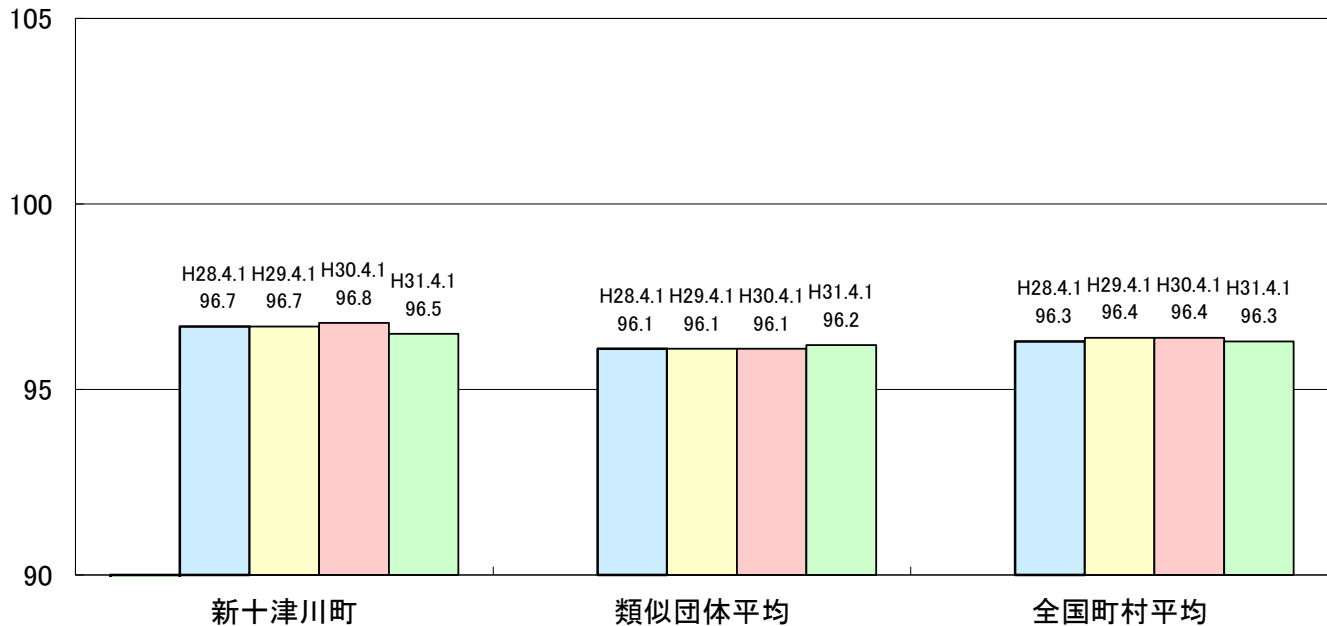
区分	住民基本台帳人口 (平成31年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 前年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
平成30年度	6,609	6,134,587	246,457	747,432	12.2	11.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計B		
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成30年度	96人	326,645	67,214	140,845	534,704	5,570	5,617

- (注) 1 職員手当に退職手当は含まれていません。
2 職員数は、平成30年4月1日現在の普通会計に所属する職員数です。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
2 類似団体平均とは、人口規模や産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

実施内容：国の見直し内容を踏まえ、給料表水準を平均2%引き下げ。若年層（1級の全号給と2級の初任給の号給）については引下げを行わないが、高齢層（3級以上の級の高位号給）については、50歳台後半層における官民の給与格差を考慮して、最大4%程度の引下げを行う。また、激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置として現給保障を実施。

実施時期：平成27年4月1日

② 地域手当等の見直し

実施内容：国の見直し内容を踏まえ、地域手当、管理職員特別勤務手当、単身赴任手当について見直し実施。

実施時期：平成27年4月1日

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成31年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
新十津川町	42.3 歳	314,100 円	372,200 円	338,700 円
北海道	43.7 歳	325,700 円	392,414 円	369,045 円
国	43.4 歳	329,433 円	— 円	411,123 円
類似団体	41.3 歳	301,254 円	357,486 円	331,652 円

②技能労務職

区分	公務員				民間			参考 A / B
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
新十津川町	— 歳	— 円	— 円	— 円	自家用兼用自動車運転者	56.2歳	219,700円	—
北海道	54.5 歳	334,000 円	363,435 円	353,439 円	—	—	—	—
国	50.9 歳	287,312 円	—	329,380 円	—	—	—	—
類似団体	50.5 歳	298,005 円	326,497 円	314,193 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
新十津川町	—	2,876,700円	—
北海道	6,048,220円	—	—

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較のあたり、年齢、業務内容、雇用形態の点において完全に一致しているものではありません。
 ※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③医療職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
新十津川町	39.6 歳	299,935 円	328,744 円	325,278 円
北海道	—	—	—	—
国	47.1 歳	315,908 円	— 円	352,289 円
類似団体	43.2 歳	306,799 円	356,180 円	324,911 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における、各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額（実態調査数値）」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額（国比較ベース）」は比較のため、国家公務員と同じベース（時間外勤務手当等を除いたもの）で算出したものです。

(2) 職員の初任給の状況（平成31年4月1日現在）

区分		新十津川町	北海道	国
		初任給	初任給	初任給
一般行政職	大学卒	180,700 円	180,700 円	180,700 円
	高校卒	148,600 円	148,600 円	148,600 円
技能労務職	大学卒	180,700 円	—	— 円
	高校卒	148,600 円	148,600 円	146,000 円
医療職	大学卒	210,900 円	—	210,900 円
	高校卒	—	—	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成31年4月1日現在）

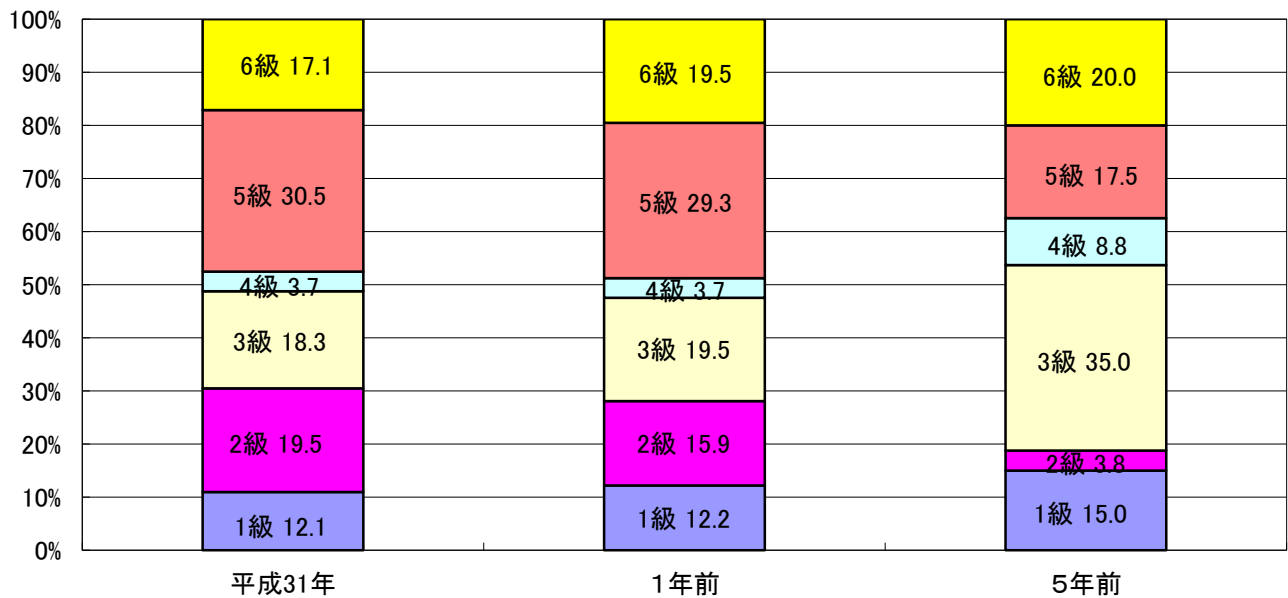
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	273,100 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円
医療職	大学卒	— 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成31年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6 級	課長・主幹	14 人	17.1 %	319,200 円	410,200 円
5 級	グループ長・副主幹	25 人	30.5 %	288,900 円	393,000 円
4 級	主査	3 人	3.7 %	263,000 円	381,000 円
3 級	主査・主任	15 人	18.3 %	230,000 円	350,000 円
2 級	主事	16 人	19.5 %	194,000 円	304,200 円
1 級	主事	9 人	10.9 %	144,100 円	247,600 円

- (注) 1 新十津川町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な役職です。



(2) 行政職給料表における等級及び職制上の段階ごとの職員数（平成31年4月1日現在）

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	10	11.0%	主事	10	29	31.9%	係員級
				技師	0			
				計	10			
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務 を行う職務	19	20.9%	主事	17	20	21.9%	係長級
				技師	2			
				計	19			
3級	1 主査の職務 2 主任等の職務	17	18.7%	主査	8	27	29.7%	課長補 佐級
				事務主任	9			
				計	17			
4級	極めて高度の知識又は経験に基づき特に重 要で困難な業務を行う主査の職務	3	3.3%	主査	3	15	16.5%	課長級
				計	3			
5級	グループ長等の職務	27	29.7%	グループ長	15	15	16.5%	課長級
				副主幹	12			
				計	27			
6級	課長等の職務	15	16.5%	課長	6	15	16.5%	課長級
				主幹	9			
				計	15			
合計		91	100.0%					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

新十津川町	北海道	国
1人当たり平均支給額（平成30年度） 1,536千円	1人当たり平均支給額（平成30年度） 1,687千円	—
(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.85月分 (0.9)月分	(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.85月分 (0.9)月分	(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.85月分 (0.9)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当 (平成31年4月1日現在)

新十津川町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例 (2~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例 (2~45%加算)	
1人当たり 平均支給額	20,243千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 時間外勤務手当

支給実績 (平成30年度決算)	12,642千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成30年度決算)	253千円
支給実績 (平成29年度決算)	13,826千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成29年度決算)	260千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (平成30年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり短時間勤務職員を含みます。

(4) その他の手当 (平成31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国との 異同	異なる場合 の国の内容	支給実績 (平成30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成30年度決算)
扶養 手当	・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・子以外1人 6,500円 ・特定加算(16~22歳) 5,000円	同		13,006千円	260,110円
住居 手当	・借家 27,000円を限度に支給 (家賃12,000円を超える場合) ・持家 13,500円 (町外所有の場合は10,000円)	異	持家 0円	17,663千円	196,260円
通勤 手当	4,200円~25,000円	異	支給限度額 55,000円	329千円	36,533円
単身赴 任手当	30,000円~100,000円	同		0千円	0円
日直 手当	4,400円 (勤務時間5時間未満の場合50/100)	同		431千円	4,738円
寒冷地 手当	・世帯主(扶養あり) 23,360円 ・世帯主(扶養なし) 13,060円 ・その他の職員 8,800円	同		9,020千円	91,106円
管理職 手当	課長職 44,000円 主幹職 34,000円 グループ長職 30,000円	異	(職種により異なる)	16,790千円	373,111円

5 特別職の報酬等の状況（平成31年4月1日現在）

区分	給料月額等	
	給料月額	(参考) 類似団体における最高/最低額
給料	町長 (705,000円 784,000円)	860,000円 / 500,000円
	副町長 (612,000円 631,000円)	700,000円 / 471,000円
	教育長 (556,000円 568,000円)	-
報酬	議長	400,000円 / 222,000円
	副議長	314,000円 / 178,000円
	議員	290,000円 / 148,000円
期末手当	町長 副町長 教育長	(平成30年度支給割合) 6月期 2.050 月分 12月期 2.350 月分
	議長 副議長 議員	(平成30年度支給割合) 6月期 2.050 月分 12月期 2.350 月分
	退職手当	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)
	町長	給料月額 × 20.504 月 14,455,320円 退職後1ヵ月以内
	副町長	給料月額 × 12.936 月 7,916,832円 退職後1ヵ月以内
	教育長	給料月額 × 8.514 月 4,733,784円 退職後1ヵ月以内

- (注) 1 給料及び報酬欄の()内は、特例措置条例による減額措置を行う前の金額です。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月または3年=36月)勤めた場合における退職手当額の見込額です。

6 職員数の状況

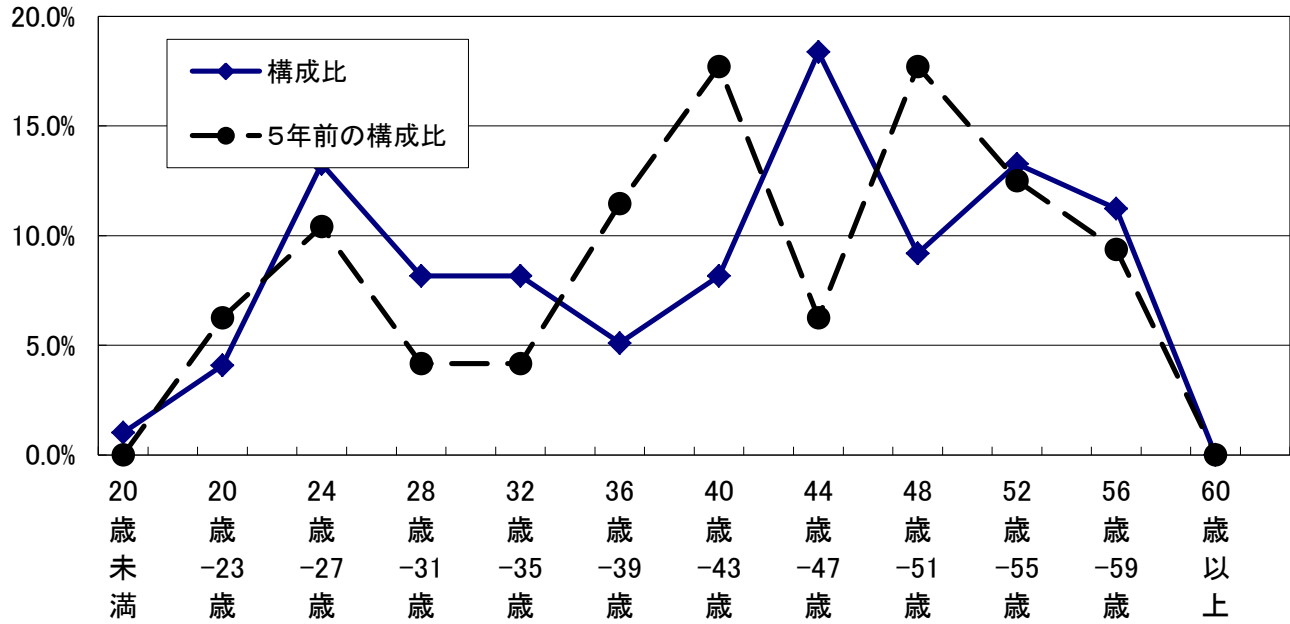
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成30年	平成31年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2人	1人	▲1人	退職不補充による減
		総務	27人	26人	▲1人	人事異動による減
		税務	6人	6人	0人	
		農林水産	10人	11人	1人	人事異動による増
		商工	6人	7人	1人	人事異動による増
		土木	10人	10人	0人	
		民生	13人	12人	▲1人	退職不補充による減
		衛生	9人	9人	0人	
	計	83人	82人	▲1人	<参考> 人口1,000人あたり職員数 12.41人	
	教育部門	13人	13人	0人		
小計	96人	95人	▲1人	<参考> 人口1,000人あたり職員数 14.37人		
公営企業会計等部門	下水道	1人	1人	0人		
	その他	2人	2人	0人		
	小計	3人	3人	0人		
合計		99人 [107]人	98人 [107]人	▲1人 [107]人	<参考> 人口1,000人あたり職員数 14.83人	

- (注) 1 職員数は、一般職に属する職員数です。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成31年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳-23歳	24歳-27歳	28歳-31歳	32歳-35歳	36歳-39歳	40歳-43歳	44歳-47歳	48歳-51歳	52歳-55歳	56歳-59歳	60歳以上	計	
H31	職員数	1人	4人	13人	8人	8人	5人	8人	18人	9人	13人	11人	0人	98人
	構成比	1.0%	4.1%	13.3%	8.2%	8.2%	5.1%	8.2%	18.4%	9.2%	13.3%	11.2%	0.0%	100.0%
H26	職員数	0人	6人	10人	4人	4人	11人	17人	6人	17人	12人	9人	0人	96人
	構成比	0.0%	6.3%	10.4%	4.2%	4.2%	11.5%	17.7%	6.3%	17.7%	12.5%	9.4%	0.0%	100.0%

区分 部門別	26年	27年	28年	29年	30年	31年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	79人	83人	84人	83人	83人	82人	3人 (3.8%)
教育	14人	12人	13人	13人	13人	13人	▲1人 (-7.1%)
普通会計計	93人	95人	97人	96人	96人	95人	2人 (2.2%)
公営企業会計計	4人	4人	3人	3人	3人	3人	▲1人 (-25.0%)
総合計	97人	99人	100人	99人	99人	98人	1人 (1.0%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

【2】職員の任免に関する状況

1 採用及び退職に関する状況

(1) 平成31年度新規採用の状況

区分	人数
一般行政職	3人
技能労務職	0人
医療職	0人

(2) 平成30年度退職者の状況

区分	自己都合	勧奨退職	定年退職	公務外傷病	公務外死亡 通勤災害傷病 通勤災害死亡	整理退職 公務上傷病 公務上死亡	計
一般行政職	人	人	2人	人	人	人	2人
技能労務職	1人	人	人	人	人	人	1人
医療職	人	人	人	人	人	人	0人

2 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（平成31年4月1日現在）

週の勤務時間	開始時間	終了時間	休息时间	休憩時間	週休日
38時間45分	8:45	17:30		12:00~13:00	土曜・日曜

(2) 年次有給休暇の取得状況（平成30年度）

総付与日数 A	対象職員数 B	総取得日数 C	平均取得日数 C/B
3,717日	96人	849日	8日6時間

(3) 特別休暇等の状況

区分	付与内容等	付与期間	給与の支給
病 気 休 暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	90日以内	有給
特 別 休 暇	公民権の行使	任命権者の許可を得て、登録された職員団体の業務又は活動に従事する場合	必要と認める期間
	公の職務執行	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認める期間
	骨髄液提供	骨髄移植のための骨髄液提供のために検査、入院等が必要な場合	必要と認める期間
	社会貢献活動	被災地支援、ボランティア等の活動を行う場合	5日以内
	結 婚	結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等を行う場合	連続する5日以内
	産 前	出産予定の女子職員が申し出た場合	出産予定日の6週間前から出産の日まで
	産 後	出産した女子職員が申し出た場合	出産の日の翌日から8週間後まで
	育児時間	生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回各30分以内
	妻の出産	妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）が出産する場合	2日以内
	妻の出産に係る子の養育	妻の出産に伴い、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合	5日以内
	子の看護	負傷中又は疾病中の小学校就学の始期に達するまでの子を看護する場合	5日以内（2人以上の場合は10日以内）
	短期介護	要介護者の介護をする場合	5日以内（2人以上の場合は10日以内）
	忌 引	職員の親族が死亡したとき	親等により1日～7日以内
	父母の祭日	父母の法要等を行う必要がある場合	1日以内
	夏 季	夏季における盆等の諸行事や、心身の健康増進及び家庭生活の充実を図る場合	週休日等を除く連続する3日以内
	被 災	地震、水害、火災その他の災害により住居の復旧作業等を行う場合	7日以内
災害又は交通機関の事故等	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合	必要と認める期間	
介 護 休 暇	負傷、疾病又は老齢により、2週間以上にわたり親族を介護しなければならない場合	連続する6月以内	無給
組 合 休 暇	登録された職員団体の業務又は活動に従事する場合	30日以内	無給

3 職員の分限及び懲戒処分の状況（平成30年度）

処分の種類		処分者数	処分の対象事項
分限処分		0人	一 勤務実績が良くない場合 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合 三 前二号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合 四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合
懲戒処分	免職	0人	一 地方公務員法又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合
	停職	0人	
	減給	0人	
	戒告	0人	

4 公平委員会の状況（平成30年度）

区 分	件数
勤務条件に関する措置の要求の件数	0件
不利益処分に関する不服申立ての件数	0件
苦情処理の件数	0件

5 職員の研修及び勤務成績の評定の状況（平成30年度）

（1）研修の状況

区 分		人数	備 考
職場外研修	空知管内町村会基礎研修	4人	対象：当該年度採用職員
	空知管内町村会初級研修	2人	対象：採用後1年経過職員
	石狩・空知地区合同町村職員中級研修	2人	対象：採用後5年経過職員
	北海道市町村職員研修センター管理能力研修	5人	対象：新任グループ長職等
	北海道市町村職員研修センター指導能力研修	0人	対象：新任主査職
	自治大学校	3人	対象：グループ長職又は主査職で町長が指名する者
	スキルアップ研修	5人	対象：所属長が指名する者
	自主研修	8人	応募件数：第1回 0件、第2回 1件、第3回 3件、第4回 3件
	中空知ふるさと市町村圏合同研修	4人	対象：当該年度採用職員
	母村研修	3人	対象：町長が指名する者
	その他	12人	対象：職種・職階に基づき町長が指名する者
職場内研修	文書作成・校正テクニク研修	86人	対象：全職員
	メンタルヘルスマネジメント研修	30人	対象：課長、主幹、グループ長職

（2）勤務成績の評定の状況

全職員実施

6 職員の福祉及び利益の保護の状況（平成30年度）

（1）職員の健康診断の状況（平成30年度）

健康診断 受診対象者数	受診者数	受診率	未受診の主な理由
98人	98人	100.0%	

（2）職員の公務災害補償の状況（平成30年度）

加入団体	災害件数
地方公務員災害補償基金北海道支部	公務災害 0件
	通勤災害 0件

（3）職員互助会の状況（平成30年度）

団体名	構成人数	事業費	財源内訳		
			会費等	町助成金	公費負担率
新十津川町職員互助会	100人	千円 2,337	千円 2,339	千円 100	% 4.3